

(前文)

我々は先に在るを尊び、後に在るを卑しまない。

卒業生は奈良教育大学体育会合気道部に在籍したことを誇りとし、健全な社会人であることを自覚する。また、現役生が合気道部における活動に喜びを覚え、彼らが大きい目標に向かってクラブ活動が行えるように力を惜しまないものとする。

我々は初代より脈々と受け継がれてきた気風を重んじ、かつ時代の潮流に掉さし、常に発展・進歩を遂げていく。

我々はOB・OGとして個人を尊重し、それゆえその尊厳を侵害し、また分け隔てることがあってはならず、すべてのOB・OGは自由かつ平等に発言がなされるものとされる。

奈良教育大学体育会合気道部が末代に至るまで継承されていくために本規約は存在し、すべての会員はこれに従うものとする。

(名称)

第1条 本会は「奈良教育大学体育会合気道部 OB・OG 会」(以下「OB 会」という)と称する。

(目的)

第2条 本会は奈良教育大学体育会合気道部(以下「部」という)の発展と向上に寄与し、併せて会員相互の研鑽と親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 部の運営・活動に対する人的・経済的支援をする。
- (2) 総会を開き議題・提案を審議・議決する。
- (3) 会員の住所録を整理し、会員の現状把握につとめる。
- (4) OB 会会計監査、及び報告を行う。
- (5) 指導員(コーチ・監督など)を師範に推薦する。
- (6) 役員を選出する。

(本部)

第4条 OB 会に係る事務手続き等を執行する際の主たる場所を「本部」と呼び、その所在地は部内(〒630-8528 奈良市高畑町)とする。

(OB・OG)

第5条 次の者をOB・OGと定義する。

- (1) 奈良教育大学在籍期間が4年以上あり、部での在籍期間が3年以上ある者。
- (2) 奈良教育大学在籍期間が4年以上あり、部での在籍期間が3年未満の者で、役員会の賛意を得られた者。尚、全員一致を持って賛意となす。
- (3) 上記以外の者で、部への貢献が認められ、OB 総会出席者の同意が得られた者。

(会員)

第6条 本会の会員は次の者とする。

- (1) OB・OG
- (2) 現役部員(なお、現役部員とは現時点で部に籍をおくものすべてをさす。)

(総会)

第7条 総会は原則として以下のように開催する。

- (1) 毎年一回開催する。
- (2) 年度幹事が進行する。
- (3) 会長は臨時総会を招集できる。

(会議)

第8条 本会は次の会議を開き、本会運営に関する議事について採決する。

- (1) 総会を議事採決の最高機関と位置づける。従って、議決権は、総会出席者に一任されるものとする。
- (2) 役員¹の3分の2以上の出席と役員を除くOB・OGから10名以上（会議の時までに書面または電磁的方法をもって委任状を提出した者を含む）の出席で、総会は成立するものとする。
- (3) 総会では役員会は議案の提出を、会員は議題の提案ができる。会員による議題の提案はその場で審議を行い、会長がその提案の処理を行う。
- (4) 会員は総会・役員会における採択事項に対して、採択案送付の時から30日以内に書面によって異議申し立てができる。異議申し立てのある採択事項については執行の取り消し又は保留とし、役員会は申立人と協議した後、当該案件の執行の継続又は総会における再審議のいずれかを行うものとする。
- (5) 役員会は、必要に応じて開催される。その開催権はすべての役員が持つ。

(役員会)

第9条 本会の目的を円滑に遂行するために役員会を設置し、次の役職を設ける。

- (1) 会長（1名）
- (2) 常任理事（2名前後）
- (3) 非常任理事（3名前後）
- (4) 年度幹事及び幹事長（2名以内）
- (5) 会計（1名）
- (6) 会計監査（1名）
- (7) 書記
- (8) その他、役員会の賛意をもって、臨時に役員を設置・選出できる。

(役員選出)

第10条 原則として次の方法によって役員を選出する。

- (1) 会長および常任理事は役員会において指名し、総会において認証されなければならない。
- (2) 非常任理事は、立候補者及び推薦された者の中から会長が指名し、総会において認証する。うち1名は現役主将とする。
- (3) 年度幹事は、本学入学から4年以上経過し5年未満の者であり新卒業生及びその同代の者を指すものとする。幹事長は主将を務めた者、またはそれに準ずる者をもってなす。
- (4) 会計は常任理事または非常任理事の中から役員会において推薦し、総会において認証されなければならない。
- (5) 会計監査は非常任理事の中から役員会において推薦し、総会において認証されなければならない。ただし、ほかの役職と兼務することは出来ない。また、毎年信任投票を行い不信任票が有効票の過半数を超えると、役員会はその会計監査を罷免し、30日以内に新会計監査を選出し、再選挙しなければならない。
- (6) 書記は、現役幹部の中から役員会において指名し、会長が認証する。
- (7) 臨時の役員は、役員会において指名し、会長が認証する。

(役員任期)

第11条 役員¹の任期を次のように定める。

- (1) 会長はおよび常任理事は、1期を3年とし、再任については制限を設けない。
- (2) 非常任理事は1期を3年とし連続2期を超えてはならない。但し現役生は1年とする。
- (3) 会計及び会計監査は1期3年とし連続2期を超えてはならない。
- (4) 役員が任期中に辞任、罷免された場合は、役員会は臨時に役員を立て、最も早い認証機会において、正式に認証する。ただし、この者の任期は、前任者の残りの期間とする。
- (5) 役職を兼務する場合は、兼務するいずれかの役職が任期満了するときに、いずれの役職も任期を満了するものとする。

(記念事業)

第12条 記念事業に関して次のように定める。

- (1) 創部を記念する事業については、事業名を「創部〇〇周年記念式典」と称し、その企画、運営を行うものとする。
- (2) 周年記念式典は、10年ごとに開催することとする。ただし、総会の賛意をもって開催を見送ることができる。
- (3) 式典を円滑に実施するために式典を行う日の2年前の日から1年以内に行われる定時0B総会において、「創部〇〇周年記念式典実行委員会(仮称)」を設置する。詳細については別途規定する。
- (4) 会計区分を明確にするために「周年記念式典特別会計」を設ける。

(会費)

第13条 学生を除く会員は、役員会により定められた会費を総会前後に納める。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、11月1日にはじまり、翌年10月31日に終わる。

(経費)

第15条 本会の経費は会費、援助金その他臨時に得ることができた収入を用い、以下に掲げる事項にのみ使用を認める。なお、詳細は附則に定める。

- (1) 0B・0Gへの連絡、通信費
- (2) 0B総会にかかる経費
- (3) 周年記念式典特別会計への繰入金
- (4) 現役生への寄附
- (5) 上記以外で本会の運営上、役員会において必要と認められたもの

(決算)

第16条 本会の決算は総会において承認されなければならない。

(運用)

第17条 本会の運用に関して、本規約に定めなき事項は役員会においてそのつど審議議決する。

(規約改正)

第18条 本規約を改正するときは役員会または会員から提案され、総会で議決されなければならない。

附 則

- 1 本規約は2007年4月1日より施行する。
- 2 経費の細則

<補足>

- 1 会員本人に冠婚葬祭があるときは、本部に連絡のこと。その際、0B会は賀意・弔意の表し方を役員会で協議する。
- 2 会員の住所、氏名に変更があったときには、必ず本部に連絡のこと。

<改定履歴・概要>

- | | |
|-------------|---|
| 2007年10月27日 | 会計附則を追加 |
| 2008年11月 8日 | 役員員数、任期及び有効出席者数の変更 |
| 2009年11月14日 | 前文を改定 |
| 2011年11月20日 | 本則第9条及び第11条第1号の常任理事に対する認識の変更に伴う規約文及び文言の改定 |

2012年11月	有効出席者数に委任状を有効にする規則追加
2014年11月15日	補足第1項の慶弔に関する文言の改定
2016年11月19日	本則第3条第5号の改定及び、第10条第1号、第2号、第5号と第11条第2号の齟齬の訂正
2017年11月11日	会計附則第3項及び第6項の「50周年」を「60周年」に改め、第9項及び第10項を追加
2018年11月3日	本則第3条第7号を武仁会の活動停止に伴い削除し、会計附則第2項を電話・電子メールを通信費に含める内容に改定し、同第7項の支出上限を撤廃の上で夏合宿補助額の標準を6万円にすることを追記
2023年11月25日	本則第7条第2号を稽古会・懇親会を伴わず総会を開催できるように削り、第8条第2号を委任状の取扱いを稽古会参加者に限らないものと改め、第10条を会計は理事から任命することと改め、第11条に会計の任期及び兼務の取り扱いを定め、第12条に周年記念式典特別会計を定め、第15条及び会計附則を特別会計に対応するように改めるとともに現役生への金銭的支援を合宿以外にも範囲を拡大するように改める。

<会計附則>

- 1 0B会費は、一般振替口座一つ、ぼるる総合口座一つで管理する。
- 2 通信費とは、0B会運営にかかわる郵送費と、電話、電子メール等の通信諸費とする。
- 3 周年記念式典特別会計への繰入金とは、次回周年記念まで特別会計の繰越金20万円を保持するための繰入金であり、必要に応じて一般会計から繰り入れる。
- 4 現役生への寄附は、その用途を以下の内容に制限し、活用した用途とその金額について報告を求めるものとする。
 - (1) 合宿に係る施設利用料
 - (2) 新入部員勧誘に係る物品購入費
 - (3) 指導者の招聘に係る交通費及び報償費
 - (4) 大会出場費
 - (5) その他、役員会が必要と認めるもの
- 5 0B会事務にかかる費用
 - ・会員の冠婚葬祭にかかる祝・弔電等の費用。
- 6 現役生への寄附は年間6万円を標準とし、役員会で決定する。
- 7 上記以外で出費が必要な場合は役員会で検討する。
- 8 不正会計は損失金額を返済の上、役員会において処分を検討する。
- 9 定例の通信項目を以下のように変更する(2017～)。
 - 4月 新幹部挨拶状(前年度会費納入者のみ)
 - 7月 暑中見舞い・合宿案内(削除:参加を見込める会員に電子メールなどで連絡)
 - 10月 0B総会案内(返信はがき削除)
 - 1月 年賀状(削除)
- 10 通信担当者に諸費として一式5000円配当することができる。分配を要するとき、比率は現役生が相談して決定できる。